

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
住友商事京橋ビル7階

※ご来場の際は、末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

目次

第11回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

カーリットホールディングス株式会社
証券コード:4275



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4275/>



(証券コード 4275)

(発送日) 2024年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目17番10号

カーリットホールディングス株式会社

代表取締役兼社長執行役員 金子 洋文

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4275/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カーリットホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類（6ページから18ページ）をご検討のうえ、議決権行使のご

案内（4ページおよび5ページ）にしたがって、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

2. 場 所

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
住友商事京橋ビル7階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

- (1) 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ※ 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会ご出席の方へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ インターネットによる議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが5ページ記載の方法で再度議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットによる議決権行使において、インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ※ 会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

※同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3、4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

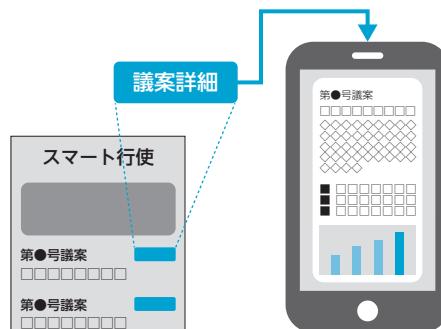
ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能です



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

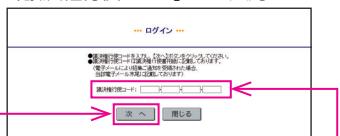
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。成長が期待され、独自性のある事業展開のための研究開発および既存事業の活性化ならびに事業領域拡大に向けた施策を有効に行うための内部留保を図るとともに、株主の皆様への利益還元につきましては「安定的な配当の継続および向上」を基本的な考え方とし、中期経営計画「Challenge2024 グローアッププラン2024」では「業績連動型の安定配当」を重要な施策の一つとして位置づけております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績およびこれらの取り組みに基づき、下記のとおり1株につき普通配当33円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類 : 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金33円
 総額 : 790,607,499円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 : 2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループは2013年10月以降、純粋持株会社体制のもと、グループの競争力強化や成長促進に取り組んでまいりました。当初の目的のとおり純粋持株会社体制により経営と事業運営を分離し、グループ経営という視点での全体最適を図りながら、既存事業の構造改革や財務体質の改善などの経営課題に取り組むことで、現在これらの課題の克服については一定の目途をつけることができました。そのうえで、2022年度から開始した中期経営計画「Challenge2024」における「2030年のありたい姿」の達成、ならびにPBR改善を目的とし、「事業インフラの再構築」戦略の一環として意思決定の迅速化・管理部門のスリム化・人員のリバランス等を行うためには、グループの組織体制を変更することが最適であると判断いたしました。

以上の理由により、当社は2024年10月1日（予定）を効力発生日とし、当社の完全子会社である日本カーリット株式会社および株式会社シリコンテクノロジーを吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社に移行いたします。これに先立ち、2024年7月1日を効力発生日とし、現行定款第1条（商号）および現行定款第2条（目的）の変更、附則の新設を行うものであります。

各定款変更理由は次のとおりであります。

(1) 商号の変更について

本合併に先立ち、当社の商号を「株式会社カーリット」（英文表記：「Carlit Co., Ltd.」）に変更するものであります。当社創業来お客さまに慣れ親しんでいただいている「カーリット」という名称を残し守り続けることで、これまで培ってきた経営理念「信頼と限りなき挑戦」のもと、中期経営計画「Challenge2024」および「2030年のありたい姿」の実現に向け、当社グループのイメージを刷新し企業価値のさらなる向上を目指す思いが込められております。

(2) 事業目的変更について

純粋持株会社から事業持株会社への移行に伴い、移行後の事業に合わせて現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。

(3) 附則の新設について

上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>カーリットホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Carlit Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社カーリット</u> と称し、英文では、 <u>Carlit Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(新 設)	(1) <u>爆薬、火工品その他一般火薬類の製造および売買</u>
(新 設)	(2) <u>塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、過塩素酸塩類その他一般化学工業品の製造および売買</u>
(新 設)	(3) <u>農薬、農業資材の製造および売買</u>
(新 設)	(4) <u>電子部品ならびに電子部品の原材料の製造および売買</u>
(新 設)	(5) <u>機能性材料の製造および売買</u>
(新 設)	(6) <u>試薬および医薬部外品の原材料の製造および売買</u>
(新 設)	(7) <u>研削材その他一般電気化学工業品の製造および売買</u>
(新 設)	(8) <u>化学機械器具ならびに装置類の設計、製作、据付、売買、賃貸および技術指導</u>
(新 設)	(9) <u>建築物、電気工作物ならびに配管施設の設計、施工および工事監理</u>
(新 設)	(10) <u>自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買</u>
(新 設)	(11) <u>産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生</u>
(新 設)	(12) <u>危険性評価試験受託および関連するサービス業ならびにコンサルティング業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(13) <u>直流電圧、直流電流の発生装置および測定装置等の校正受託サービス業ならびにコンサルティング業</u>
(新 設)	(14) <u>二次電池の受託試験サービス業ならびにコンサルティング業</u>
(新 設)	(15) <u>電子部品用等シリコン材料の製造、加工および売買</u>
(新 設)	(16) <u>光学用機器、半導体用部品・治具の製造および売買</u>
(新 設)	(17) <u>半導体、電子部品の再生、加工および売買</u>
(新 設)	(18) <u>半導体製造装置、精密機器・装置の製造および売買</u>
(新 設)	(19) <u>一般貨物自動車運送事業ならびに倉庫業</u>
<u>(1) 各種事業を営む国内外の<u>会社</u>の株式・持分を取得・譲渡・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u>	<u>(20) 各種事業を営む国内外の<u>法人</u>の株式・持分を取得・譲渡・所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u>
<u>(2) 各種事業を営む国内外の<u>会社</u>に対する経営の指導・支援・管理、および経理、総務、人事、研究開発等の業務の支援・管理</u>	<u>(21) 各種事業を営む国内外の<u>法人</u>に対する経営の指導・支援・管理、および経理、総務、人事、研究開発等の業務の支援・管理</u>
<u>(3) 知的財産権の取得・維持・譲渡・許諾、および不動産の取得・譲渡・貸与・管理運用</u>	<u>(22) 知的財産権の取得・維持・譲渡・許諾、および不動産の取得・譲渡・貸与・管理運用</u>
<u>(4) 金銭の貸付、借入に対する保証</u>	<u>(23) 金銭の貸付、借入に対する保証</u>
<u>(5) 前各号に付帯関連する事業</u>	<u>(24) 前各号に付帯関連する<u>一切</u>の事業</u>
<u>(6) 各種事業</u>	<u>(25) 各種事業</u>
(新 設)	<u>(附則)</u>
	<u>第1条 本定款第1条および第2条の変更は2024年7月1日より施行する。</u>
	<u>第2条 前条および本条は前条の効力発生をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では新任の取締役3名を含めた8名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位・担当	
1	かね 金	こ 子	ひろ 洋	ふみ 文	代表取締役兼社長執行役員 内部監査室担当	再任
2	お 小	がわ 川	ふみ 文	お 生	取締役兼執行役員 化学品セグメント担当 経営企画部担当兼経営企画部長	再任
3	やま 山	ぐち 口	よう 容	じ 史	取締役兼執行役員 グループ研究開発担当	再任
4	おか 岡	もと 本	ひで 英	お 夫	執行役員 金属加工セグメント担当 財務部、法務・コンプライアンス 部担当	新任
5	たか 高	はし 橋	しげ 茂	のぶ 信	執行役員 カーボンニュートラル推進・生産 品質統括部担当	新任
6	しん 新	ぼ 保	せい 誠	いち 一	社外取締役	再任 社外 独立
7	むら 村	やま 山	ゆかり 由香里		社外取締役	再任 社外 独立
8	ふじ 藤	わら 原	やす 康	ひろ 弘	社外監査役	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	 <p>かねこ ひろふみ 金子 洋文 (1960年4月30日)</p>	<p>1984年 4月 日本カーリット(株)入社 2015年 6月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長兼営業本部長 2016年 6月 当社取締役兼執行役員グループ営業統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2018年 4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2020年 6月 当社代表取締役社長R&Dセンター、内部監査室担当 2023年 4月 当社代表取締役兼社長執行役員経営企画部、内部監査室 担当 2024年 4月 当社代表取締役兼社長執行役員内部監査室担当 (現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括および戦略部門統括を経て、当社代表取締役兼社長執行役員に就任しております。代表取締役就任後は卓越したリーダーシップを発揮し中期経営計画「Challenge2024」の策定および実行を推進しグループを牽引してまいりました。グループ全般の経営管理および経営戦略策定に関する実績と経営者としての豊富な経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	31,300株
再任			
2	 <p>おがわ ふみお 小川 文生 (1967年3月21日)</p>	<p>1991年 3月 日本カーリット(株)入社 2016年 4月 日本カーリット(株)営業本部電子材料部長 2020年 4月 日本カーリット(株)営業本部長兼化薬部長兼電子材料部長 2021年 7月 日本カーリット(株)執行役員営業本部長 2022年 4月 当社執行役員 日本カーリット(株)取締役営業本部長 2023年 6月 当社取締役兼執行役員化学品セグメント担当 日本カーリット(株)代表取締役兼社長執行役員 (現) 2024年 4月 当社取締役兼執行役員化学品セグメント担当 経営企画部担当兼経営企画部長 (現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本カーリット(株)営業本部副本部長兼化成品部長兼電子材料部長、日本カーリット(株)執行役員営業本部長を経て、日本カーリット(株)代表取締役兼社長執行役員および当社取締役経営企画部担当に就任しております。営業戦略および経営戦略の立案・実行をはじめ当社グループの営業部門・経営企画部門における豊富な知識と経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	2,700株
再任			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p>	 <p style="text-align: center;"> <small>やまぐち ようし</small> 山口 容史 <small>(1965年6月3日)</small> </p>	<p>1988年4月 日本カーリット(株)入社 2011年10月 日本カーリット(株)新商品開発室長 2013年10月 当社R&Dセンター副所長 2018年4月 日本カーリット(株)生産本部赤城工場技術グループ部長兼危険性評価試験所長 2019年4月 (株)シリコンテクノロジー取締役 2022年4月 当社執行役員 2022年6月 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長（現） 2023年6月 当社取締役兼執行役員 2024年4月 当社取締役兼執行役員グループ研究開発担当（現）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 日本カーリット(株)新商品開発室長、当社R&Dセンター副所長、日本カーリット(株)生産本部赤城工場部長、危険性評価試験所長を経て、(株)シリコンテクノロジー代表取締役社長に就任し、当社取締役グループ研究開発を担当しております。色素原料やシリコンウェーハに関する各種新製品開発に携わった経歴から当社グループの研究開発における豊富な知識と経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">5,900株</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">新任</p>	 <p style="text-align: center;"> <small>おかもと ひでお</small> 岡本 英夫 <small>(1961年7月15日)</small> </p>	<p>1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2006年8月 (株)みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長 2012年4月 みずほ信託銀行(株)法務室長 2013年10月 当社法務部長兼内部監査室長 2019年6月 当社取締役兼執行役員グループ管理部門統括法務・コンプライアンス部長 2020年6月 当社取締役兼執行役員財務部、ITシステム推進部、法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長 2023年10月 当社執行役員金属加工セグメント担当 財務部、法務・コンプライアンス部担当（現） 日本カーリット(株)取締役兼執行役員（現）</p> <p>（取締役候補者とした理由） (株)みずほフィナンシャルグループでの信託・資産運用部門の経営企画業務、(株)みずほ銀行での海外業務経験を有し、2013年より当社法務、コンプライアンス、内部監査に携わり、現在は当社財務部、法務・コンプライアンス部、金属加工セグメント（並田機工(株)および東洋発條工業(株)）担当の当社執行役員に就任しております。銀行時代に培った財務・会計に関する豊富な知識と経験、コンプライアンス委員会担当役員として当社グループの法令遵守レベルアップの実績を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">6,800株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
5 新任	 <p>たかはし しげのぶ 高橋 茂信 (1962年10月6日)</p>	<p>1983年 4 月 日本カーリット(株)入社 2016年 4 月 日本カーリット(株)生産本部群馬工場長 2019年 4 月 (株)シリコンテクノロジー取締役 2020年 4 月 日本カーリット(株)執行役員生産本部長 2021年 4 月 当社執行役員 日本カーリット(株)取締役生産本部長 2023年11月 当社執行役員カーボンニュートラル推進・生産品質統括部担当 (現) 日本カーリット(株)取締役兼執行役員生産本部担当 (現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) (株)シリコンテクノロジー取締役、日本カーリット(株)執行役員生産本部長を経て、当社執行役員カーボンニュートラル推進・生産品質統括部担当および日本カーリット(株)取締役兼執行役員生産本部担当に就任しております。当社グループ主力工場の成長領域への積極的な設備投資を主導した実績と、生産技術および品質保証における豊富な知識と経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者となりました。</p>	6,400株
6 再任 社外 独立	 <p>しんぼ せいいち 新保 誠一 (1951年4月9日)</p>	<p>1975年 4 月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社 2000年 4 月 同社経営企画部長 2003年 6 月 同社東京自動車本部自動車営業第三部長 2004年 6 月 同社執行役員 2006年10月 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員 2009年 7 月 損害保険契約者保護機構専務理事 2013年 6 月 東京応化工業(株)社外監査役 2015年 6 月 伊藤忠エネクス(株)社外取締役 2018年 6 月 当社社外取締役 (現)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員を経て、数社において企業の社外取締役、社外監査役を歴任し、経営全般に関する豊富な知識と幅広い経験を有しております。当社の社外取締役就任以降、複数企業での経営経験にもとづく多角的な視点から、適切な提言・助言を独立的な立場で行い、取締役会の透明性・公正性の確保に貢献しております。これらの経験、知見および職務実績を踏まえ、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、社外取締役候補者となりました。</p>	7,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p style="background-color: #FF9933; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="background-color: #92D050; color: white; padding: 2px;">独立</p>	 <p>むらやま ゆかり 村山 由香里 (1972年8月4日)</p>	<p>2000年 4月 弁護士登録 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）（旧坂井秀行法律事務所）弁護士</p> <p>2010年 1月 金融庁監督局（金融会社室および信用機構対応室）出向</p> <p>2012年 4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）へ帰任 同 事務所カウンセル</p> <p>2013年 4月 同 事務所パートナー</p> <p>2015年 4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現）</p> <p>2015年 6月 (株)電通国際情報サービス社外監査役</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役（現）</p> <p>2023年 3月 (株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門性を有しております。当社の社外取締役就任以降、これまでの豊富な知識と幅広い経験を背景に多角的な視点から、適切な提言・助言を独立的な立場で行っており、取締役会の透明性・公正性の確保に貢献しております。これらの経験・知見のみならず、DE&I推進に関する提言や施策などの職務実績も踏まえ、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、社外取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
8 新任 社外 独立	 <p>ふじわら やすひろ 藤原 康弘 (1972年1月3日)</p>	<p>1995年4月 三井ホーム(株)入社 1998年7月 三井ホーム(株)退社 2001年10月 中央青山監査法人（現みすず監査法人）入所 2007年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2021年1月 藤原会計士事務所代表（現） （株）会計応援工房代表取締役（現） 2021年6月 (株)フコク社外取締役（監査等委員）（現） 2023年6月 当社社外監査役（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） 藤原会計士事務所代表 （株）会計応援工房代表取締役 （株）フコク社外取締役（監査等委員）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 公認会計士としての高度な専門性と、他社の社外取締役（監査等委員）としての経験を有しております。昨年の当社社外監査役就任以来、独立的な立場で取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上へ、財務戦略等の視点からより直接的な貢献が期待されることから、社外取締役候補者となりました。</p>	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新保誠一氏ならびに村山由香里氏は社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出しており、再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 藤原康弘氏は社外取締役候補者であります。選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出をする予定です。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である新保誠一氏ならびに村山由香里氏が再任され就任した場合、両氏との間で同契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である藤原康弘氏が選任され就任した場合、藤原康弘氏と同契約を新たに交わす予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 岡本英夫氏は過去において当社の取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は4年です。
7. 新保誠一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
8. 村山由香里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
9. 村山由香里氏の戸籍上の氏名は、萩原由香里であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役野沢勝則氏および藤原康弘氏が辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者岩村伸一氏は監査役野沢勝則氏の補欠候補者、監査役候補者三田村玲子氏は監査役藤原康弘氏の補欠候補者として選任されますのでその任期は、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	いわむらしんいち 岩村伸一	—
2	みたむられいこ 三田村玲子	—

新任 新任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1 新任 社外 独立	 いわむら しんいち 岩村 伸一 （1965年2月19日）	1989年4月 安田信託銀行(株)（現みずほ信託銀行(株)）入社 2012年4月 みずほ信託銀行(株)年金運用部長 2015年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ アセットマネジメント業務部 みずほ信託銀行(株) 投資運用業務部長 2017年4月 みずほ信託銀行(株) 執行役員 総合戦略運用部長 2019年6月 日本ペンション・オペレーション・サービス(株)取締役副社長 2020年4月 アセットマネジメントOne(株) 常務執行役員 2023年6月 アセットマネジメントOne(株) 取締役（監査等委員） （社外監査役候補者とした理由） 日本ペンション・オペレーション・サービス(株)取締役副社長、アセットマネジメントOne(株)常務執行役員を経て、アセットマネジメントOne(株)取締役（監査等委員）に就任しております。組織マネジメントやガバナンスをはじめとした経営全般にわたる豊富な知識と、幅広い経験にもとづいた多角的な視点から、取締役会の透明性・公正性の確保および意思決定の妥当性・監督機能について、独立的な立場で適切な助言と実効性の高い監査への貢献が期待されることから、社外監査役候補者といいたしました。	—
2 新任 社外 独立	 みたむら れいこ 三田村 玲子 （1971年8月26日）	2000年10月 中央青山監査法人（現みずほ監査法人）入所 2006年4月 中村玲子公認会計士事務所代表 2010年9月 清泉監査法人入所 2016年7月 中村玲子公認会計士事務所を三田村玲子公認会計士事務所へ名称変更（現） （重要な兼職の状況） 三田村玲子公認会計士事務所代表 （社外監査役候補者とした理由） 過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務・会計の高度な専門性ととも、監査法人での豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、社外監査役としての独立的な立場から、取締役会の透明性・公正性の確保および意思決定の妥当性・監督機能について、適切な助言と実効性の高い監査への貢献が期待されることから、社外監査役候補者といいたしました。	—

- (注) 1. 両社外監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岩村伸一氏ならびに三田村玲子氏は社外監査役候補者であります。両氏が選任され就任した場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をする予定です。
3. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、岩村伸一氏ならびに三田村玲子氏が監査役に選任され就任した場合には新たに責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は次の通りです。
 ・監査役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、岩村伸一氏ならびに三田村玲子氏が監査役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】本株主総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に、当社が各取締役および各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

	氏名		企業経営	財務・会計	研究・開発 製造・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験	環境・サステ ナビリティ	人財・ ダイバーシティ
取締役	金子洋文	男性	●		●	●	●	●		●
	小川文生	男性	●		●		●		●	●
	山口容史	男性	●		●		●		●	●
	岡本英夫	男性		●		●		●		●
	高橋茂信	男性			●	●			●	●
	新保誠一	男性	●			●	●			
	村山由香里	女性				●				●
	藤原康弘	男性		●		●	●			
監査役	岩村伸一	男性	●	●		●				
	三田村玲子	女性		●		●				
	青木章哲	男性		●	●		●			
	岩井常道	男性					●			

以上

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、2022年度を初年度とした中期経営計画「Challenge2024」を策定いたしました。経営方針として「事業ポートフォリオの最適化により企業価値の向上を目指す」を掲げ、「成長事業の加速化」「研究開発の拡充」「既存事業の収益性改善」「ESG経営の高度化」「事業インフラの再構築」という5つの戦略を推進しております。

これらに加えて、経営環境の変化に柔軟に対応することで中期経営計画「Challenge2024」の達成をより確実とすることを目的に、ローリング方式にて中期経営計画の見直しを行い2023年5月に「ローリングプラン2023」を、2024年3月に「グローアッププラン2024」を策定いたしました。資本コストや株価を意識した経営を推進し、PBRを指標とした企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度の連結売上高は365億7千7百万円（前期比5億6千8百万円増、同1.6%増）となりました。連結営業利益は33億5千2百万円（前期比7億1千1百万円増、同27.0%増）、連結経常利益は36億円（前期比6億9千万円増、同23.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億9千8百万円（前期比3億5千1百万円増、同15.7%増）となりました。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により社会経済活動の正常化が進みつつある状況下で、電子材料分野とシリコンウェーハ分野はいまだ世界的な半導体需要低迷の影響を受けておりますが、その他の事業分野につきましてはいずれも堅調に推移しました。

なお、第1四半期連結会計期間より、事業ポートフォリオに基づく事業領域ごとの経営管理へ移行しました。それに伴い、各事業領域の投資効率・収益性などを明確にすることを目的に各事業セグメントの担当役員を委嘱し、役員の実行業務、責任範囲の明確化を図りました。また、経営判断や予算策定を行う管理区分の見直しに伴い、報告セグメントを従来の「化学品事業」「ボトリング事業」「産業用部材事業」「エンジニアリングサービス事業」の4区分から、「化学品事業」「ボトリング事業」「金属加工事業」「エンジニアリングサービス事業」の4区分に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

主な売上高の増減の状況は以下のとおりです。

〔化学品事業部門〕

化薬分野におきましては、産業用爆薬は、石灰砕石需要の減少に加え原材料価格の高騰などにより、減収減益となりました。自動車用緊急保安炎筒は、自動車生産の増加に伴い需要が増え、増収増益となりました。高速道路用信号炎管は、新型コロナウイルス感染症に起因する人流抑制が緩和されたことで需要が増加し、増収増益となりました。煙火関連は、販売品目の構成見直しなどの取り組みに加え、花火大会の増加などにより収益が良化し、増収増益となりました。

受託評価分野におきましては、危険性評価試験、電池試験ともに電池開発の活況が継続し、増収増益となりました。

化成品分野におきましては、塩素酸ナトリウムは紙パルプ漂白用途の需要に対し安定した供給を進め、増収増益となりました。過塩素酸アンモニウム（ロケット・防衛用推進薬原料）は、防衛用途の需要が増え、増収増益となりました。電極は、顧客在庫調整およびスポット受注減により減収するも、高付加価値製品の販売が増えたことにより増益となりました。過塩素酸は、国内外の需要増加により増収するも、原材料価格の高騰などにより、減益となりました。

電子材料分野におきましては、電子材料関連製品、機能材料関連製品ともに、アジア圏をはじめとする海外需要の低迷が継続し、国内需要も顧客在庫調整などがあり、減収減益となりました。性能向上品や環境規制対応品などの製品開発・営業活動に引き続き注力してまいります。

セラミック材料分野におきましては、新規拡販やシェア拡大を推進するも、国内砥石・研磨布紙メーカーの需要低迷により、減収減益となりました。

シリコンウェーハ分野におきましては、世界的な半導体需要低迷から顧客の在庫過多や生産調整が続いており、減収減益となりました。高平坦度ウェーハをはじめとする高付加価値製品の用途拡大、小口径ウェーハ市場の新規開拓とシェア拡大、既存製品群の生産性向上といった活動に引き続き注力してまいります。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は204億2千2百万円（前期比2億6千3百万円増、同1.3%増）、営業利益は16億9千万円（前期比1億3千6百万円増、同8.8%増）となりました。

〔ボトリング事業部門〕

ボトリング事業部門におきましては、ペットボトル飲料販売量は個人消費とインバウンド需要の高まりにより、順調に推移いたしました。加えて、適正価格の維持およびコスト改善の取り組みにより、増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は51億5千万円（前期比3億7千6百万円増、同7.9%増）、営業利益は6億9百万円（前期比4億5千8百万円増、同303.3%増）となりました。

「金属加工事業部門」

金属加工事業部門におきましては、耐熱炉内用金物は、安定的成長と採算性重視を目的とした前期の関連子会社売却、販売品目の構成見直しにより減収するも、適正価格の維持や強みある商品へのリソース集中の推進により、増益となりました。

各種金属スプリングおよびプレス品は第3四半期まで需要全体が好調であり増収となった一方で、第4四半期からは主要取引先（建設機械・自動車）の需要が大きく落ち込み、減益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は73億4百万円（前期比1億7千4百万円減、同2.3%減）、営業利益は4億6千1百万円（前期比2千万円増、同4.5%増）となりました。

「エンジニアリングサービス事業部門」

建築・設備工事は工事数の増加に伴い、増収増益となりました。塗料販売・塗装工事は前期に計上した大型スポット案件の反動により減収するも、市場環境全体は好調であり増益となりました。構造設計は収益性の高い案件の増加により、増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は43億4千6百万円（前期比1億4千3百万円増、同3.4%増）、営業利益は8億1千8百万円（前期比1億6千7百万円増、同25.7%増）となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
化 学 品 事 業 部 門	20,159	55.1	20,422	54.9
ボ ト リ ン グ 事 業 部 門	4,774	13.0	5,150	13.8
金 属 加 工 事 業 部 門	7,478	20.4	7,304	19.6
エンジニアリングサービス事業部門	4,203	11.5	4,346	11.7
小 計	36,615	100.0	37,223	100.0
そ の 他 ・ 消 去	△607	—	△646	—
合 計	36,008	—	36,577	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は26億6千6百万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充
化学品事業部門
日本カーリット(株) 推進薬設備増強、新試験棟建設兼設備導入、
事務所棟等新設兼更新
(株)シリコンテクノロジー 結晶引き上げ装置新設

ボトリング事業部門
ジェーシーボトリング(株) 倉庫新設

エンジニアリングサービス事業部門
富士商事(株) 本社建替え
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中の設備資金、その他の所要資金については、自己資金および金融機関からの借入により調達いたしました。なお、連結有利子負債残高は20億1千5百万円となり前期比10億5千1百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

1. 会社の経営の基本方針

《経営理念》 信頼と限りなき挑戦

2018年に創業100周年を迎え、創業者である浅野総一郎の理念を踏まえ、当社の、現代の存在意義と将来に向けた夢のある発展を追い求めるため、2013年の持株会社体制への移行を機に経営理念を掲げました。

当社グループは、社会と人々に貢献することが使命と考えます。そのためには「継続ある事業基盤の確立」と「不朽なる技術の進展」は不可欠であります。ステークホルダーからの信頼確保を第一に、研究開発体制の整備、M&Aや海外進出を含む新規事業への積極的な展開を図りながら、新製品の開発と新規事業の開拓を行ってまいります。

社員一同、世界に信頼される「カーリットグループ」となるよう、飽くなき挑戦を日々積み重ねてまいります。

2. 中長期の経営戦略

当社の2030年のありたい姿を「持続可能な社会に貢献するために、`化学、と`技術、の力を合わせ、人びとの幸せな暮らしを支えたい」と定め、2022年度を初年度とした3ヵ年の中期経営計画「Challenge2024」を推進中です。事業ポートフォリオ経営の導入による企業価値向上を経営方針に、業績推進やESG経営にまつわる5つの戦略を掲げ、計画を推進しております。

またPBR向上を目的に、中期経営計画「Challenge2024」の追加施策として「ローリングプラン2023」ならびに「グローアッププラン2024」を策定し、各種具体的な施策をお示ししております。外部環境に対応した柔軟な経営戦略を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第8期 2021年3月期	第9期 2022年3月期	第10期 2023年3月期	第11期 当連結会計年度 2024年3月期
売上高 (百万円)	45,537	33,894	36,008	36,577
経常利益 (百万円)	1,770	2,742	2,910	3,600
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,231	2,336	2,246	2,598
1株当たり当期純利益 (円)	51.82	98.31	94.55	109.91
総資産 (百万円)	50,953	50,078	51,230	55,146
純資産 (百万円)	28,977	30,903	33,179	36,775
1株当たり純資産額 (円)	1,218.73	1,300.41	1,402.70	1,560.32

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2024年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本カーリット(株)	1,204百万円	100%	化薬・化学品・電子材料品・研削材・煙火用材料等の製造・販売、危険性評価試験および電池試験の請負
(株)シリコンテクノロジー	450百万円	100%	半導体用単結晶シリコンおよび半導体用シリコンウェーハの製造・販売
ジェーシーボトリング(株)	400百万円	100%	清涼飲料水のボトリング加工・販売
富士商事(株)	12百万円	100%	工業用塗料販売および塗装工事
並田機工(株)	33百万円	100%	各種耐熱炉内用金物の製造・販売
(株)総合設計	10百万円	100%	建築物、工作物、上下水道・排水処理施設等の設計および監理
東洋発條工業(株)	40百万円	100%	自動車および建設機械向け各種スプリングの製造・販売

(注) 当社の連結子会社は13社、持分法適用会社は1社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
日本カーリット(株)	東京都中央区京橋一丁目17番10号	11,666百万円	37,231百万円

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業セグメント	主な事業内容
化学品事業部門	<化薬分野> 産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号焰管、煙火用材料の製造・販売 <受託評価分野> 危険性評価試験、電池試験 <化成品分野> 塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極、過塩素酸の製造・販売 <電子材料分野> 有機導電材料、光機能材料、イオン導電材料の製造・販売 <セラミック材料分野> 研削材の製造・販売 <シリコンウェーハ分野> 半導体用シリコンウェーハ
ボトリング事業部門	清涼飲料水のボトリング加工・販売
金属加工事業部門	各種耐熱炉内用金物、スプリングの製造・販売
エンジニアリングサービス事業部門	工業用塗料販売・塗装工事、上下水道・排水処理施設・建築の設計・監理

(8) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社の主要な事業所および工場

日本カーリット(株)	本社 R & Dセンター 群馬工場 赤城工場 滋賀事業所	東京都中央区 群馬県渋川市 群馬県渋川市 群馬県渋川市 滋賀県犬上郡
(株)シリコンテクノロジー	本社・信濃工場 東京営業所	長野県佐久市 東京都中央区
ジェーシーボトリング(株)	本社 渋川工場	東京都中央区 群馬県渋川市
富士商事(株)	本社 滋賀工場	大阪府大阪市 滋賀県犬上郡
並田機工(株)	本社・本社工場 東京営業所	大阪府大阪市 東京都中央区
(株)総合設計	本社	東京都港区
東洋発條工業(株)	本社 石岡工場 柏原工場	千葉県松戸市 茨城県小美玉市 茨城県石岡市

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前期末増減
化学品事業部門	467名	2名減
ボトリング事業部門	131名	8名減
金属加工事業部門	223名	12名減
エンジニアリングサービス事業部門	181名	1名増
その他の	65名	6名増
合計	1,067名	15名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	270百万円
(株) 群馬銀行	224百万円
みずほ信託銀行(株)	134百万円
(株) りそな銀行	121百万円

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年11月28日付で、2024年10月1日（予定）を効力発生日として、当社を存続会社、当社連結子会社の日本カーリット(株)および(株)シリコンテクノロジーを消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,957,803株（自己株式 92,197株を除く）
- (3) 株主数 31,286名

(4) 大株主

株主名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,598	10.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,997	8.3
日油 (株)	915	3.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	913	3.8
明治安田生命保険(株)	700	2.9
長瀬産業 (株)	700	2.9
(株)日本カストディ銀行（信託口）	608	2.5
芙蓉総合リース(株)	522	2.2
関東電化工業(株)	464	1.9
ダイソーケミカル(株)	418	1.7

- (注) 1. 持株比率は自己株式92,197株を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。
3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口の所有株式は、(株)みずほ銀行が退職給付信託として拠出したものであります。
4. 自己株式には、「株式給付信託（BBT）」および「株式給付信託（J-E SOP）」に係る(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有している株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数（百株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	450	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式であります。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告31ページ「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①株式給付信託（ＢＢＴ）の導入

当社は、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する1事業年度60百万円を限度とする業績連動型株式報酬制度（ＢＢＴ）の導入が決議されております。また、2021年6月29日開催の第8回定時株主総会において、上記限度額に加えて、取締役（社外取締役を除く）に対して付与される業績連動型株式報酬制度（ＢＢＴ）の1事業年度当たりのポイント数の上限を120,000ポイントと決議いたしました。なお、当期末に信託口が所有する当該株式は256,800株です。

②株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の導入

当社は、2023年11月28日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月12日より、当社の従業員ならびに当社の一部の子会社の取締役および従業員等に対して、自社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入しております。なお、当期末に信託口が所有する当該株式は131,800株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	金子洋文	経営企画部、内部監査室担当
取締役	小川文生	化学品セグメント担当、経営企画部長、日本カーリット(株)代表取締役
取締役	山口容史	(株)シリコンテクノロジー代表取締役
取締役	山本和夫	
取締役	新保誠一	
取締役	村山由香里	(株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	野沢勝則	日本カーリット(株)監査役、ウエルシアホールディングス(株)社外取締役
監査役	藤原康弘	藤原会計士事務所代表、(株)会計応援工房代表取締役、(株)フコク社外取締役（監査等委員）
監査役	青木章哲	日本カーリット(株)常任監査役
監査役	岩井常道	日本カーリット(株)監査役

- (注) 1. 取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏および取締役村山由香里氏の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役野沢勝則氏および監査役藤原康弘氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏、取締役村山由香里氏、常勤監査役野沢勝則氏および監査役藤原康弘氏の5氏は東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
4. 取締役森下貴氏、取締役岡本英夫氏および取締役坂田貞二氏は、2023年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役谷内俊文氏は2023年10月17日付で辞任により退任いたしました。
6. 監査役松尾典男氏は、2023年6月29日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
7. 2024年4月1日付で、取締役の担当および重要な兼職の状況に次のように変更がございました。

会社における地位	氏名	変更前	変更後
代表取締役	金子洋文	経営企画部、内部監査室担当	内部監査室担当
取締役	小川文生	化学品セグメント担当、経営企画部長、日本カーリット(株)代表取締役	化学品セグメント担当、経営企画部担当兼経営企画部長、日本カーリット(株)代表取締役
取締役	山口容史	(株)シリコンテクノロジー代表取締役	グループ研究開発担当、(株)シリコンテクノロジー代表取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社等の会社法上の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員として行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、これによって役員が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会にて決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容についてガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、各取締役の職務の評価も加味して決定するものとしております。各取締役の職務の評価に関しては、代表取締役が各取締役の職務の状況を評価し、ガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。

Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の取締役の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度としております。業績連動型株式報酬等の総額について1事業年度60百万円を限度としております。取締役（社外取締役を除く）に対し、連結経常利益を業績基準とし、当社が定めた役員株式給付規程に基づき達成度合いに応じて定められたポイントを付与します。連結経常利益を指標とする理由としては、営業活動を表す営業利益に財務活動による損益が加減されたものであり、経営活動全般の利益を表すものであるため、数値指標として採用します。一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付し、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とします。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

a. 支給対象

取締役（社外取締役を除く）

b. 業績連動給与として支給する財産

当社普通株式および金銭

c. 株式報酬の支給額等の算定方法

下記算定方式により付与ポイント进行計算し、毎年の定時株主総会終了日に受給予定者にポイント进行付与します。

付与ポイント数 = 配分原資（別表1） × （別表2に定める各受給予定者のポイント付与割合 ÷ ポイント付与合計） ÷ 信託が本株式を取得したときの株価（1ポイント未満は切り捨て）

（別表1）配分原資

業績基準	配分原資
連結経常利益15億円以上、かつ連結純利益10億円以上	連結経常利益の1.0% （取締役に対する上限60百万円）
連結経常利益15億円未満 あるいは15億円以上であっても連結純利益10億円未満	支給せず

- (注) 1. 連結経常利益、配分原資は百万円未満切捨て。
2. 相応の理由がある場合には、取締役会決議によりポイント进行付与しない場合があります。

(別表2) ポイント付与割合

役位	ポイント付与割合
取締役会長	2.5
取締役社長	4.0
取締役副社長	2.5
取締役専務	2.0
取締役常務	1.5
取締役	1.0

- (注) 1. 各事業年度において付与されるポイント数合計の上限は取締役120,000ポイント
 2. ポイント割合に応じて割り振られる金額は1万円未満切捨て

上記の計算式により付与された毎年のポイントの累計数を基礎として、以下の算式により計算される株式数を給付される権利を当該受給予定者の退任時に取得します。なお、給付株式数に単元未満株式の株数が生じる場合、当該株数相当の金銭を給付します。また、受給予定者が死亡した場合には、当該株数に受給予定者の死亡した日の株式市場における終値または気配値を乗じた金額に相当する金銭を当該取締役の遺族に給付します。

$$\text{給付株式数} = \text{累計ポイント} \times 1.0$$

Ⅳ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、Ⅰ.において記載のとおり、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬に加えて、業績連動型株式報酬として、Ⅲ.において記載のとおり、各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、原則各取締役の退任時にポイントの累計数に応じた株式数を賞与として支給します。したがって、業務執行取締役の報酬等の額に対する割合は、業績連動型株式報酬によって付与されるポイントに応じて変動することがあります。

Ⅴ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額については、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。業績連動型株式報酬制度については、上記Ⅲ.の記載内容にしたがってポイントを計算し、取締役会にて決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役	122 (うち社外 21)	95 (うち社外 21)	27 (うち社外 0)	27 (うち社外 0)	10 (うち社外 3)
監査役	37 (うち社外 23)	37 (うち社外 23)	-	-	5 (うち社外 3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）であります。また、上記とは別枠で、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する1事業年度60百万円を限度とする業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。なお、2021年6月29日開催の第8回定時株主総会において、上記限度額に加えて、取締役（社外取締役を除く）に対して付与される業績連動型株式報酬制度の1事業年度当たりのポイント数の上限を120,000ポイントと決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。業績連動型株式報酬制度の詳細につきましては、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等、Ⅲ.賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針に記載のとおりであります。
2. 監査役の報酬限度額は2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
3. 上記には2023年6月29日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および当事業年度中に辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記には2023年6月29日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した社外監査役1名を含んでおります。
5. 業績連動報酬および非金銭報酬等は、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役村山由香里氏は、(株)電通国際情報サービス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役野沢勝則氏は、ウエルシアホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役藤原康弘氏は、藤原会計士事務所代表、(株)会計応援工房代表取締役および(株)フコク社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と各社の間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
山本和夫	社外取締役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回中16回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期において開催されたガバナンス委員会5回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
新保誠一	社外取締役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべてに出席し、数社において社外役員を歴任した経験に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会5回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
村山由香里	社外取締役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当社社外取締役就任後に開催されたガバナンス委員会5回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
野沢勝則	社外監査役	当期において開催された取締役会全22回のうち、書面決議5回を除く17回中16回に出席し、監査役会20回すべてに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
藤原康弘	社外監査役	当社社外監査役就任後に開催された取締役会全18回のうち、書面決議4回を除く14回すべて、監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬

28百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、報酬の算定根拠、監査計画の内容などが適切であるかをどうかについて必要な検証をした結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、1百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、当該会計監査人がその職務を継続することの適格性につき疑義が生じたと判断される場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは株主総会の付議議案とすることを含め、適切な手続きを取る方針です。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	2,921	支払手形及び買掛金	6,867
受取手形、売掛金及び契約資産	12,042	短期借入金	89
商品及び製品	3,588	1年内返済予定の長期借入金	470
仕掛品	579	未払法人税等	679
原材料及び貯蔵品	1,959	賞与引当金	716
その他	2,445	その他	2,325
貸倒引当金	△18	流動負債合計	11,149
流動資産合計	23,518	II 固定負債	
II 固定資産		長期借入金	470
1 有形固定資産		リース債務	768
建物及び構築物	8,280	繰延税金負債	4,071
機械装置及び運搬具	2,943	株式給付引当金	12
土地	5,868	役員株式給付引当金	85
リース資産	914	退職給付に係る負債	471
建設仮勘定	851	その他	1,341
その他	257	固定負債合計	7,221
有形固定資産合計	19,116	負債合計	18,370
2 無形固定資産		純 資 産 の 部	
その他	187	I 株主資本	
無形固定資産合計	187	資本金	2,099
3 投資その他の資産		資本剰余金	1,190
投資有価証券	11,029	利益剰余金	27,491
繰延税金資産	512	自己株式	△333
退職給付に係る資産	204	株主資本合計	30,448
その他	636	II その他の包括利益累計額	
貸倒引当金	△59	その他有価証券評価差額金	6,136
投資その他の資産合計	12,323	繰延ヘッジ損益	2
固定資産合計	31,627	為替換算調整勘定	158
資産合計	55,146	退職給付に係る調整累計額	29
		その他の包括利益累計額合計	6,327
		純資産合計	36,775
		負債・純資産合計	55,146

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		36,577
II 売上原価		27,075
売上総利益		9,502
III 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	6,149	6,149
営業利益		3,352
IV 営業外収益		
受取配当金	242	
持分法による投資利益	17	
為替差益	20	
その他	83	365
V 営業外費用		
支払利息	46	
休止設備関連費用	58	
その他	11	116
経常利益		3,600
VI 特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	142	144
VII 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	37	37
税金等調整前当期純利益		3,707
法人税、住民税及び事業税	1,137	
法人税等調整額	△28	1,108
当期純利益		2,598
VIII 親会社株主に帰属する当期純利益		2,598

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	2,004	1年内返済予定の長期借入金	470
関係会社短期貸付金	5,782	預り金	1,263
その他	139	賞与引当金	79
		その他	54
流動資産合計	7,926	流動負債合計	1,868
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		長期借入金	470
建物及び構築物	1,216	長期預り金	1,109
工具器具備品	12	繰延税金負債	2,579
土地	265	退職給付引当金	37
		株式給付引当金	3
有形固定資産合計	1,494	役員株式給付引当金	85
2 無形固定資産		固定負債合計	4,285
ソフトウェア	28	負債合計	6,153
ソフトウェア仮勘定	1	純 資 産 の 部	
無形固定資産合計	30	I 株主資本	
3 投資その他の資産		1 資本金	2,099
投資有価証券	7,836	2 資本剰余金	
関係会社株式	14,977	(1) 資本準備金	1,196
関係会社長期貸付金	4,818	(2) その他資本剰余金	13,715
その他	149	資本剰余金合計	14,911
投資その他の資産合計	27,780	3 利益剰余金	
固定資産合計	29,305	(1) その他利益剰余金	
資産合計	37,231	繰越利益剰余金	10,052
		その他利益剰余金合計	10,052
		利益剰余金合計	10,052
		4 自己株式	△333
		株主資本合計	26,729
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	4,348
		評価・換算差額等合計	4,348
		純資産合計	31,077
		負債・純資産合計	37,231

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		2,081
II 営業費用		1,276
営業利益		805
III 営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	182	
その他	22	289
IV 営業外費用		
支払利息	15	
支払手数料	5	
その他	0	21
経常利益		1,073
V 特別利益		
投資有価証券売却益	142	142
税引前当期純利益		1,216
法人税、住民税及び事業税	97	
法人税等調整額	△20	76
当期純利益		1,140

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

カーリットホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野 沢 勝 則 ㊟

監 査 役 藤 原 康 弘 ㊟

監 査 役 青 木 章 哲 ㊟

監 査 役 岩 井 常 道 ㊟

(注) 常勤監査役野沢勝則及び監査役藤原康弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

カーリットホールディングス株式会社
本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
住友商事京橋ビル7階

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。



交通の
ご案内

- JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線「京橋駅」4番出口より徒歩約6分
- 都営浅草線「宝町駅」A2、A8出口より徒歩約2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

 **カーリットホールディングス株式会社**

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目17番10号
TEL : 03-6893-7070 FAX : 03-6893-7050

<https://www.carlithd.co.jp>

カーリットHD

検索



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。